

別紙5 地域新事業創出基盤施設の管理運営に係るリスク分担表

甲：狭山市 乙：指定管理者

種類	区分	内容		負担者		
				甲	乙	
共通リスク	法令変更等	広く事業者一般を対象とした法令の制定・改廃、認可制度等の新設・変更によるリスク			○	
		当指定管理業務にのみ直接影響を及ぼす法令の制定・改廃、認可制度等の新設・変更によるリスク		○		
		その他(物品の販売その他自主事業に係るものを除く)		協議事項		
	税制度の変更	消費税の変更リスク	市指定管理料に係る消費税の増		○	
		利用料金制度導入後における消費税の変更に伴う利用料金(内税)の変更と経費の増に関するリスク(利用料金の変更に市が承認した場合)			○	
		施設管理、運営にのみ直接影響を及ぼす税制度の変更によるコスト変動		○		
		広く事業者全般に影響を及ぼす税制度の変更によるコスト変動			○	
	許認可	指定管理者の責に帰すべき許認可の遅延に関するもの			○	
		市の責に帰すべき許認可の遅延に関するもの		○		
	需要の変動	利用料金制度導入後における利用料金の額の改定、利用者需要見込みの誤り、消費税の増、競合施設の増加その他の事由による利用者の減少・利用料金収入の減、経営不振			○	
		利用料金制度導入前(当初3年間)における利用者の増加・減少による運営費や業務量の増減		○		
	周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調			○	
		施設管理、運營業務内容に対する住民、施設利用者等からの苦情、反対、要望、訴訟への対応			○	
	環境対応	管理運營業務に起因する騒音、振動、臭気、有害物質の排出その他環境に関するリスク			○	
	第三者賠償	指定管理者に起因する事故により第三者に損害を与えた場合の示談交渉及び損害賠償			○	
		上記以外の市に起因する事故に関するもの		○		
物価、金利等の変動	物価・賃金水準等の変動、金利変動、為替レートの変動に伴う費用の増加又は利益の減少			○		

種類	区分	内容	甲	乙	
共通リスク	資金調達	運営上必要な初期投資、資金の確保		○	
		資金調達ができなくなったことによる指定管理業務の中断等		○	
	指定管理者の債務不履行	指定管理者の提供するサービスの品質が業務要求水準書に示す一定のレベルを満たさなかった場合		○	
	市の債務不履行	市の責に帰すべき事由によるもの	○		
	支払い遅延・不能	市の支払い遅延・不能に関するもの	○		
	協定締結	指定管理者と協定が結べない、又は協定手続きに時間がかかる場合(※1)	○	○	
	指定管理業務の中止、延期、変更によるもの	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は指定管理業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費、その後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○		
申請段階等	申請等手続き	申請費用に関するもの、協定の印紙税等		○	
	書類の瑕疵	仕様書等提示した資料の誤り、変更に関するもの	○		
		事業計画書等指定管理者の提案内容の誤りによるもの		○	
施設、設備等維持管理	不可抗力	不可抗力(暴風雨、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能 見積額1件50万円以上の修復等	○		
		見積額1件50万円未満の修復等		○	
		事業の中断・中止に係るリスク(物品販売その他の自主事業に係るものを除く。)		協議事項	
	施設、設備、機器、備品等の損傷等によるリスク	指定管理者の責に帰すべき維持管理上の瑕疵による維持管理・補修費用等の増加及び修繕等のための事業中断リスク			○
		第三者の行為で生じた損傷等のリスク及びこれらに係る損害賠償請求	見積額1件50万円以上の修復等	○	
			見積額1件50万円未満の修復等		○
第三者の行為による損傷等のための事業中断・中止に係るリスク及びこれらに係る損害賠償請求(物品の販売その他自主事業に係るものを除く)			協議事項		

※1 帰責事由に応じて、市又は指定管理者が負担する。

種類	区分	内容	負担者	
			甲	乙
施設運営等	判断リスク	市の判断に起因するもの	○	
		指定管理者の判断に起因するもの		○
	情報漏洩	指定管理者の責に帰すべき事由による情報漏洩による損害発生、第三者への賠償		○
		市の責に帰すべき事由による情報漏洩による損害発生、第三者への賠償	○	
	セキュリティ	警備不備による事故、犯罪発生		○
		指定管理者の管理する料金収入等の盗難		○
	技術革新	市が設置したシステム、AV機器や設備機器における技術の陳腐化に起因するもの		協議事項
	事業終了時の費用	指定期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○
自主事業リスク	物品の販売、講座の実施その他自主事業に係る全てのリスク(第三者に対する損害、不可抗力による営業停止、休館等に伴う営業リスク等全てを含む。)		○	

■2度目の指定管理募集においては必要なリスク分担項目

引継、 経過措置	引継ぎコスト	指定管理者としての準備段階において、施設管理運営を引き継ぐためのコスト		○
-------------	--------	-------------------------------------	--	---